

同族会社の行為計算の否認規定の改正

Q : 今年の改正では、同族会社の行為又は計算の否認規定が改正になったそうですが、どのような内容になったのですか？

A : 各税目間での調整が図られることとなりました。

【解説】

同族会社の行為又は計算の否認規定の改正は、当初の税制改正の大綱や要綱では全くふれられていなかったにもかかわらず、法律の段階になって突如表面化してきたというもので、実務界でも話題になっているものです。

この同族会社の行為又は計算の規定は、法人税、相続税、所得税の各税目に設けられているものですが、財務省によりますと、これまでは各税目間での調整が明らかになっていなかったため、これを明確にするため改正したということです。

具体的には、これまでであれば、たとえば、法人税における否認規定により、役員給与が損金不算入とされた場合、所得税においてその役員の給与所得の減額ができるかどうか明確ではありませんでしたので、減額をしたという者もおれば、規定が無かったのでしなかったという者もあり、取扱いにバラツキが生じていましたので、これを整理して、各税目間で調整をすることとしたということです。

これにより、今後は、複数の税目にかかる否認規定が適用された場合は、片方で税額が増え、もう一方では税額が減ることとなります。

